

会 議 録

会議の名称	市民参加推進会議（第14回）
事務局	企画財政部企画政策課企画政策係
開催日時	平成20年1月29日(火)午後6時00分～午後8時00分
開催場所	小金井市役所801会議室
出席者	委員長 室井 敬司 委員 副委員長 尹 龍澤 委員 委員 高林 章 委員 古屋 義隆 委員 持永 利之 委員 熊谷 てるみ 委員 吉田 安之 委員 脇田 洋志 委員 松永 明 委員 工藤 章男 委員 欠席委員 千田 昌央 委員 當間 佐来子 委員
事務局	企画政策課長 伊藤 茂男 企画政策課調整担当課長補佐兼企画政策係長 鈴木 茂哉 企画政策課主査 吉川 まほろ
傍聴の可否	○可 一部不可 不可
傍聴者数	0人
会議次第	1 開会 2 市民参加条例運用状況について (1) 附属機関等の公募委員の応募者を増加させる方策の検討等について (2) 市民参加と予算及び市民投票について (3) その他 3 次回推進会議の開催日について
会議結果	1 開会 2 市民参加条例運用状況について (1) 附属機関等の公募委員の応募者を増加させる方策の検討等について ■ 事務局より提出資料の説明 ○ 公募委員の応募状況を改善するため、論文・作文による選考方法以外の方法で募集することについて 〈質疑〉 ○ 前回の会議で、附属機関の公募委員の応募者を増加させる方策についてさらに議論を続けるべきだという発言をした。公募委員の応募者数が少ないということは、どこの自治体でも抱えている問題だと思うが、その応募者が少ないということを自治体によってはそれでよしとしているところも、もっと努力して増加させるべきとしているところもあると思う。そのような環境の中でこの問題を私たちがクリアしたら全国の自治体にとっても大変ユニークなモデルケースになるのではないかとい

う感想を抱いている。

- 事務局提出の事案としての「応募用紙」は、なかなかユニークで面白いと思う。ただ、ぱっと見たときに気になった点はアンケートになればなるほど、行政がほしいと思う人間の心情が露骨に出る傾向がある気がした。しかし、そういう危惧がありながらも、これはなかなかいい形、少し修正すれば結構おもしろい、良い案になると思う。

もう一点論文に関して、抽選というような偶然の前の平等のような形はあまり望ましくないという声があったということで、それもそうであろうという気がしている。ただ、論文に関してもタイトルが気になる。先ほどのアンケートとの絡みが出てくるのだが、たとえば、この委員会に望むことをストレートな形に問われたタイトルなのか。

- それぞれの委員会の設置の目的というものがあるので、その目的、趣旨に沿うような論文（作文）のテーマになっている。具体的には、例えば今期の市民参加推進会議の委員を募集したときのテーマは「市政と行政のパートナーシップを考える」であった。

- 前回の会議でも出ていたが、抽象的な内容が多くて書きづらいという感想を持つ人が多い。そういう意味では書きやすいタイトルというものも重要なのではないか。行政側が求めているものも必要なのだろうが、それだけではなく、テーマごとに委員会の趣旨のような形に沿って出されると、きわめて抽象的になってくるのではないか。

- 市民参加ということについて、非常に興味を持ってこの審議会に応募したが、実際、中に入って見て感じたことはこれだけ自由な問題でありながら3か月に1回しか開催されないのか、お役所というのは何かガス抜きで適当にやっているのではないか。焼却場の問題にしても10年前からわかっていたのに、こんな会議をやっていたんじゃないかと合うわけがないと。実際そうかはわからないが、自分は民間の会社で色々な会議、経営に関することをやってきたが違いに雲泥の差がある。そういうことも、実際に入って見て一度委員をやったほうが感じるのではないかと思う。

- ガス抜きといった色彩は、少ないと思う。前期の会議を

見ているだけでも積極的な意見は非常に多かった。また、回数
の件だが、この会議は全体的な、抽象的な部分があるもの
だからそのようになっているが、個別的な案件の場合は
集中的にやるものだろう。焼却場の問題などのように、
期限が決まっているものもある。

- 会議の内容によって回数はだいぶ違う。同じ会議でも特
定事項についての諮問等があるときは集中して開催し
ているが、テーマが抽象的・一般的になってきたならば、
回数が少なくなってくるというような形もある。また実
際に参加している委員にも諸事情があるので、むしろ毎
月では参加できないという声もある。いずれにせよ、そ
れぞれの審議会のテーマによって回数はその中で決め
られていけばよいのではないだろうか。
- 回数という言葉をつかってしまったから上手く伝わら
なかったが、そうではなくて要は期間の問題だ。1年間
で4回というのは3か月に1回だと。そんなにだらだら
とやっていたら重要な話も熱が冷めてしまうのではない
かと率直に感じる。短い期間に詰め込むというもので
もないのかもしれないが、逆に1年に4回の会議なら1
か月に詰め込んでくれれば参加できるという人もいる
かもしれない。何か非常に間延びしている感じを受け
る。
- 論文の話が出たが、論文を書こうというまでの動機づけ
のほうの問題ではないかと思う。こういう委員会に参加
しようという動機づけというものを少し考えるべきで
はないか。
- 公募の時点で、委員会の名称とか、条例の名称とかを見
るだけで具体的にどういうことを話し合うのかわかり
やすいものもあるが、抽象的でわかりにくいものもある。
たとえばこの委員会には、この条例に従って、この
ような目的で、このようなことをやる予定である。など
の具体的な注釈をわかりやすい伝える言葉でつける。募
集要項にそのような注釈があるのかということには気にな
るところである。
- 募集時には市報及びホームページに掲載し、集会施設等
にお知らせを置く。資料については、紙面の掲載の場合
は文字数が限られるのでそれほど詳しくは出せないが、
ホームページのほうは、ほぼすべて掲載できる。提案の
ように単に会議の名称だけでなく、もう少しわかりやす

い資料をつけた形で公募をするようにすれば、応募も増えるかと思う。

- ホームページの委員会の募集のページだが、とりつきにくく、見た人が興味を持つような内容ではない。パブリックコメントにしても、審議会の公募にしても具体的に皆さんに何を求めているか、皆さんの意見の何が欲しいのかということはかなり丁寧にホームページに載せている自治体もある。小金井市の市民参加に関するホームページは、結構追いかけていかないとなかなか最後まで当らない。もう少しこれを「市民参加しませんか」「市民参加に興味がありますか」のようなホームページがあってもよいのではないかと思う。それによって市民参加を意識したことのない人が意識する、少し興味が前向きになっている人がやっていることを理解して参加してみようかと考える、そのようなホームページであると、うれしいなと思う。ただ、そのホームページの役目だがパソコンに興味のある人は見るだろう、時間的に余裕のある方はだいたい高齢者が多いと思うので、果たしてホームページに興味を持って見る割合がどのくらいなのか。それよりも届けられる紙面から得る情報のほうが大きいのではないかと感じる。全家庭に届けられる紙媒体を今の予算内で最大限アピールする方法を考えたほうが効果的と思われる。かなりスペースは使うと思うがまだまだ工夫すれば幅広く周知できるのではないか。インターネットだけではいくら詳しく載っても限りがあると感じる。
- 市民参加をしようとする人に、実際の会議に来なければ参加できないというやり方ではなくて、会議体としてはあっても良いが、そのサブ的なものとして、例えば10日か20日に一つくらいずつ具体的なテーマを決めてインターネットで意見を募集する。そして、次の本体の会議を開催する前にそれを集約しておく。そうするとこの委員の数よりも、多分何十倍も期待できる意見が入るのではないだろうか。二重構造的な感じになるが、そういう一つの補助的な意見の収集ということを考えてどうか。
- 前回の会議の時に、今まで審議会に応募してきた方々をたとえ不採用であったとしても市としてプールしておいて人材を集めていく登録制度、あくまでも本人の自主的な申し出によってプールされていくわけだが、そのような登録制度があっても良いのではないかという考え

を述べた。実際に埼玉県宮代町で、公募委員の登録制度を設けているということなので、担当者にその効果について質問してみた。予想したほどの効果はなかったということだったが、市民の公募への見落としは防いでいるとのことである。今後はとにかくこれを継続していく、途切れさせないで粘り強くやるということであった。この宮代町の取組みで重要なことは、公募する前に必ず説明会をすることだ。町民にどのような事項や意見を求めているか、この部分について審議してほしいということを明確にしているそうである。それによって一言言いたい人や、こんな会合ではなかった、こんな審議会ではなかったという人をできるだけ防ぐとのことであった。このように登録制度を実施しているところの話を聞いてみると、あながち失敗はしていないと思えるし、もし小金井市で実施する場合、ある程度工夫して使える部分があるのではないかと感じた。

- 応募してこられる方を増やすということであれば、論文にしる、アンケート方式にしる、フィルターなわけだからフィルターのどちらが良いかという問題よりも、審議会の委員を広く市民から公募していますよという事実自体を知らしめることが重要だと思う。自分の住んでいる地方自治体に、市民や在勤者を対象とした審議会があること自体全く知りませんでしたという人が、ほとんどだと思う。しかも一日出れば日額1万円。そのことを目的にするわけではないがそういう事実を知らない方々が一般勤労世代層である。とすれば、先ほどのホームページの話ではないが広く知らしめるということが、そこが一番大事ではないか。きわめて射幸心をあおるというか、要するにちょっと嫌らしい方法ではあるかもしれないが、知っていましたか皆さん。小金井市で、こんなにたくさん市民を広く公募している審議会がありますよ。しかも大体2年間で3、4回から多いところで10数回の会議があるけれども一回当たり1万円ももらえるんですよ。というようなことを週刊誌の特集か何かのようにとりあえずアピールして知らしめたほうが良いと思う。

応募者が増える分には構わないだろう。むしろ少ないほうが問題だ。3人の公募のところに2人しか応募してこなかったらそのお二方の質が、どのようなものだとしても、定員割れだったら採用されてしまうのではないか。そのようなことがあるのなら、多少射幸心をあおるようなアピールの仕方ではあるが、今言ったような方法でも使ってたくさんの方が審議会の市民公募というも

のの制度があったのかということをもまず知らせるとい
うことが今の場合重要であると考えます。

どういう採用方法にするのかというのは、アンケート
方式が良いのか、やっぱりしっかり論文を書いてもらわ
なくてはいけないのかは、それぞれの審議会ごとにその
性格があるのでそれぞれだと思ふ。

- フィルターということになればどちらかといえばしっ
かりした論文による審査が必要だと思ふ。その前に応募
する人のレベルになってくるわけだが、とにかく何十人
でもよろしいのだということであれば、応募者全員に対
して射幸心というののも形の一つになると思ふが、その特
定の項目に対して応募してきたのであれば、その項目に
対して興味があったということだから、ほしい資料の項
目をあげ、その中から幾つか選択してもらい送付してあ
げる。つまり、委員になった方ばかりでなく応募者その
ものに何か動機付け、そういうようなものが重要だと考
える。
- 比較的効果のあるのはポスターだと思ふ。それを目にし
た人が、それはどんなものだった時に、その隣に「あ
なたはこの1枚を書けばいいんですよ」という用紙まで
ついている。20分も立ち止まればできる。もっと意見
が書きたければ、裏にもっと書く用意もされていると。
このような方法だと、市のことに興味があつて、考えら
れる人を効率的に集められるのではないだろうか。ぜひ
大きなポスターと、その横にアンケートというか、応募
用紙と言うかはわからないが、意見を書ける用紙を用意
する方法を検討してほしい。
- 小論文で選ぶのと、このようなアンケート形式で選ぶの
とどちらが選びやすいかはわからないが、アンケート形
式だから軽いのだということは決してないと思ふ。丸ば
つ式では困るが、少なくとも意見を書く欄があるわけだ
から選ぶことはできると思ふ。ただ、ある自治体では、
特定の表題を決めず、志望動機を書かせている。あえて
表題を設けず、任意の表題、自由な表題で募集しても結
構おもしろい意見が集まってくるのではないかと思ふ
がどうだろうか。
- 色々な方法にトライしてみたらよいと思ふ。最初から結
論はわからないのだから。入口が論文だとすごく堅苦し
くて狭い感じがして入りにくい。だからもう少しアンケ
ートの的なものにすれば入りやすいだろう。それでトライ

してみて、あまりに内容がお粗末だと、これでは選考できないというのであれば変えてみるという、臨機応変さがあっても良いのではないか。どこでも試行錯誤していると思う。それから、小金井市という特性もあると思う。ベットタウンではないが、極めてそれに近い市で、日中は皆さんここから出て行って働いている。そういうことでウィークデイの参加は難しいだろうとか、あるいは市の位置からして夕方の6時から会議に参加できるかというとなると難しいと思う。日曜日なら来られる、土曜日なら来られるという人はいるかもしれない。

- 原則的な話になってしまうが、公募というのは市民の自由意志で、ある審議会に対して参加できると、そういう市民の意思に添いますよということが、その市民の自由意志で、あるテーマについて話を審議会に参加を申し出る、そういう方を募集する、しなければいけないという理由は何なのかわからない。それはどうしてなのか。公募市民が必要なのか。
- 代表民主制の絡みである。よりよき市政を推進していくために、議員は選挙で選ばれているが、我々は議員がどんな活動をしているかほとんどわからない。フォローしていない。市長はある程度顔が見えると思うが、具体的に市がどんな形でいろいろな行政をやっているのかというと、ほとんど見えてこない。その中で市民の方の意見に基づいて行政を進めるとというのが地方自治だから、やはり市長や、議員のほかに、直接市民の意向を汲んでそれを市政に生かすというのは求められていることではないのだろうか。
- それはわかるが、その市民の意見を反映してください、だれか反映してくれる人はいませんかと言って、手を挙げてくるのを待たなくてはいけない理由がわからない。
- 市民の人に広くアピールしているけれども誰も公募してこないというが、単純に広い市民層から意見を聞くのであれば、市民の中にいろいろな団体があるのだからそういうところをお願いすればよいと思う。たとえばPTA連絡会とか、各住民自治会・町内会の連絡協議会などに委員を何人出してくれといたら必ず出してくると思う。それだって市民の声である。あえて、皆さんの自由意志で公募枠の人数が来てくれないと困りますと言ってみるのはよいけれど、それで人が集まらなかった時に、それでも市民一人一人の自由意志に任せる必要があ

るのかなと思う。そういう団体は小金井にもたくさんあるだろう。

- この資料にもあるとおり、小金井市は公募の数が多い。各種審議会、委員会でこれだけ公募をやっているというのは全国でもトップクラスであると思う。他市では公募をしている各審議会委員等が少ないから競争になるかもしれないが、小金井市はものすごく多いので対象者が広い。

それから、地方自治をどうするかということになると、市長と議員については両方とも市民の代表として投票で選ばれている。市民の民意なり意見なりは吸収して出ている。なおかつそれが結果として支持されているということだ。しかし、今の時代はそれだけではすまなくなった。行政のスピード化、多様化、高度化、住民の意識もすごく変化している。それに対して、今のスピードでどう対応するかということになると、即、市民のあらゆる層の人の意識を吸収して変えていく、ということが必要なそういう時代になってしまった。そういう意味でこのように公募市民の需要が各審議会が多いのである。

団体というのは特定の分野に関する関心であり、そういうグループの意見の代表制度である。なおかつさらに公募をするというのは、いわゆるそういう特定のグループの枠にはまらない、団体に所属していない一般の市民も参加する必要がある。というのがこの公募の基本だ。

- 住民団体ということであると、すべて捕捉されるのではないかと思うが。私が言おうとしたことは、何かの審議会に市民の声を反映させるというのは市民の権利としてそれがいいのか、市民の義務としてそれがいいのかということだ。一般的に考えて、市民の権利だという風に思われていて、権利だから行使するのも自由だと。忙しいから私にはこの審議会の公募には応募できませんと言われてしまえばそれまでのようなところがある。本当にそれだけでよいのかと思う。今までは行政サービスを提供する側にだけその責任が求められて、利用する側には責任がなかった。しかし、それでは良いものは生まれてこない。やはり行政サービスを提供する側と、提供を受ける側と両方ともが質なり量なりを拡大させていく為にはお互い責任を負わなくてはならないと思う。双務性の上に良いものを作り上げていくのだとすれば、市民の声を審議会と行政の間に反映させられる。そのこと自体が必要なのだと思う。こういう考え方に立つとある審議会に市民が参加して、そこに市民の声を反映させると

いうのはもはや一方的に市民の権利はなくなるのだ、なくさなければいけないと思う。市民の義務でなくてはいけない。とすると、いつも市からお願いすることを躊躇していいのかという発想が、今の発言の根底にはあった。市のほうから住民団体へ委員を出してくれと言っても良いのではないのかと思った。

- 義務化というのは道義的な義務化ならわかるが、法的な観点から、例えば選挙に行かなければ罰則をかけるようなことは、そこまではいかにしても難しい。やはり自発的に出てこないといけないものがあるかと思う。
- 市民として市政、行政に参加するのが義務であるということを、行政のサービスも受けるけれども、自分たち自らも何らかの形でかかわっていくのだという市民参加についての教育を、小さいうちからすることが必要ではないか。小金井市の場合市内に教育系の大学もあるので、専門の先生などに小金井市独自のカリキュラムを作っていて学校教育の中で活かしていったらどうか。学校教育だけでなく長期的に積極的に働きかけていくことによって、次の世代になっていくと徐々に市民参加の意識を持った人間が育っていくのではないかと思う。
- 職員の「市民参加」意識を変えていくようにしていけば、少しずつレベルアップしていくのではないかと思う。公募人数に対する応募人数にしてもトータルで見れば定数を大きくオーバーしている。ただ、もっと幅広く参加してもらってあらゆる層を集約したような募集というのがまだ少ないと思う。少なくとも募集人員の2倍までもっていけば大成功だろうと思う。これは大変だとは思いますが、そういうことを目指して、職員の方々にはがんばっていただきたいという感想を持っている。
- 倍になればこの目的は全部達成できると思う。また、先ほどの義務という話だが、まさに権利であると同時に義務であるということの中で両立させること。これがまさに市民参加なのだと思う。これまで、要求する側というのは逆に言うと、自分たちが統治される側という意識なのだがそうではなくて、統治する側であると同時に統治される側であると、義務と権利が自分の中で一致したというのが本当の姿といえる。
市民参加条例というのは、権利と義務を使ってまさに両方の側面を持っている。ただ、それは決して法的な意味

での義務にはなじまないものというのも事実だ。こういうことを一人一人の市民に意識させる、職員も意識する、究極の目的に向けてまずは市民が声を出すように参加して行く形をとろうとする。そのときに果たして、団体から選ぶ形が良いのだろうか。団体に声をかけるのも大事だが、まずは、市民という立場の人に声をかけていく。ここをしなければ趣旨的にはあわないのではないかと思う。どうにもならなければ、事実上は団体と思われる強い形に声をかけざるを得ないと思うが、市の意識としては、市民に声をかけたということだと思ふ。この辺は難しいところなのだろうと思うが、こういう形で運営しながら名実ともに市民の人が参加する時期を迎えたい。目の前での利害がぶつからないところでの意識を持つ人間が今の倍、誕生するということはすばらしいことだと思ふ。

【結論】

◎ 今回の会議で出た意見を集約して、具体的な提言とする。提言（案）を事務局で作成し、次回の審議会で諮り提言として市長へ提出することとする。

■ 意見の集約

- ・ 「応募用紙」（案）の採用
- ・ テーマを具体的にし、募集論文のタイトルを工夫
- ・ 市報等紙媒体による周知の工夫
- ・ 会議期間（間隔）を短縮し、議論を凝縮する。
- ・ ホームページの審議会のページへアクセスしやすく、わかりやすくする工夫
- ・ インターネットでの補助的な意見の収集
- ・ 公募委員の登録制度
- ・ ポスターの効果的掲示
- ・ 職員研修の実施

(2) 市民参加と予算及び市民投票について

■ 事務局より資料説明

〈質疑〉

市長への手紙について。

○ 回収率が年度別に出ているが5年目に回収率というのが落ちてきて、明らかに下降傾向になっている。何か特別の理由があると考えられるか。

○ 予算上反映できるものを検討して、実現できたものについては、皆さんの声がかきかけで実現しましたよと積極的にアピールすることが、住民参加に関係する、そのことによって反応があると思うので、重要ではないだろう

か。

○せっかくこのようにまとめているのだから、これに対して何らかのコメント、実現できるとかできないとか、あるいは予算上の問題である、あるいはすでに実現しましたとか、これに対する返事の載った広報的なものがほしい。これは市民参加という意味ではものすごく影響力があると思う。年に1回のことだから、それだけでも号外にできないのだろうか。市が反応してくれる、自分たちがこういう意見を言うようになってきている。これはものすごく大きい事だから。回収率が低いのはそういった点にあるのではないか。

○市長からの返事というのがないと。手紙には返事があるはず。このことは画期的でもあるので、ぜひ全部のことをまとめた市長からの手紙（返事）というものがあれば素晴らしいと思う。こういう感覚が先ほど言った権利と義務というのを、市民の一人一人に持たす一番の王道だと思う。いいシステムなので、ぜひ積極的に結果を活用していただきたい。

委員の報酬について

○1件のパブリックコメントを行うに当たってかかった費用のうち、委員の報酬がそのうちの65%を占めていることに対して愕然として、責任を感じた。もっとがんばらねばと。市民から審議会委員の報酬が高すぎるなどの、苦情などはないのか。

○逆に安いのではないかと言われた事はある。遠くからお見えになっていた先生がいらっしゃったので、周りの方がたぶん配慮して、交通費などもあるし言ったのだと思うが。この中に市内の方も当然いらっしゃるが、交通費を含んだ報酬ということで、この金額になっている。

○公募した市民としてみれば高いなと思う。先生方は遠くから来られているかもしれないし、あるいは団体の方は市外からということもあるが、そういう方はこれでも良いと思うが。それだったら、会議の回数をもっと詰めて単価を安くして、このスピーディーな時代に合うような会議の進め方を考えたほうが良いのではないか。

3 次回推進会議の開催日について
平成20年5月13日（火）午後6時

提出資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 附属機関の公募委員の応募者を増加させる方策の検討及び委員構成のバランスについて－第 12 回市民参加推進会議（平成 19 年 7 月 31 日開催）－の内容及び事務局検討内容 2 公募委員選考評点票 3 審議会委員応募用紙（案） 4 市民参加条例対象附属機関等一覧表 5 パブリックコメント実施に関する経費一覧 6 特別職の報酬一覧（小金井市・国分寺市） 7 「みたか市民プラン 21 会議」関係資料 8 平成 19 年度市長への手紙
------	--

附属機関の公募委員の応募者を増加させる方策の検討及び委員構成のバランスについて

－第12回市民参加推進会議（平成19年7月31日開催）－

提起された意見等	事務局検討内容
<p>1 附属機関とか審議会は、できるだけ住民の縮図になるような委員会が望ましいが、小金井市においては市民の縮図になった人が選ばれているのだろうかというところが気になる。この委員会の応募状況を見ても決して積極的ではない。住民参加という限りはできるだけ多くの人に応募していただき、市の縮図になるような構成で委員会ができればよいと考える。これが住民参加にとって大事な視点ではないだろうか。</p>	<p>1 公募委員の応募状況は、募集人員に比べ多いとは言えない状況です。審議会等の審議内容による場合もあると思われませんが、改善策を検討する必要があると認識しています。</p>
<p>2 公募委員の応募が少ないことの原因について、本当にPRが足りないとお考えか。違うと思う。論文を書けという募集の方法が悪いのではないか。テーマもぼやけた、あいまいなテーマであるし、普通の市民が書く気になるのか疑問。もう少し方法を考えたらどうか。</p>	<p>2 公募委員の選考方法について市民参加条例施行規則で①論文、作文等による選考②面接選考③書類選考④抽選の4方法について定めています。審議会等の設置の趣旨及び目的に合った選考方法を選択するとしていますがほとんどが小論文による選考を行っています。</p> <p>なお、アンケート形式等による選考方法について検討したいので、ご意見があればいただきたい。</p>
<p>3 市長と語る会に出席してみたが出席者が少なかった。その席で市民参加の推進についてパブリックコメントの回答数も、附属機関の委員の公募も非常に数が少ないがこの傾向は市の責任か、市民の責任かという極端な質問をしたところ、市長からやはり行政の責任といわざるを得ない、市としても気合を入れてやる。内部で検討してその問題解決に当たると返事をいただいた。自分としてはその回答を軽く受け止めていない。何かアクションを起こされるのではないかと思っている。具体的に事務局としてアクションを起こす、結果を出す。何とか私たちが推進を促進していく、市民参加推進会議の第2期の使命もそこにあるのではないか。</p>	<p>3 市民参加を推進するため、本推進会議と協力しそのための改善策を検討し、実施していきたいと考えます。</p>

<p>4 たとえば行政側に市民参加推進プロジェクトチームみたいなものはできないか。そこに市民の代表が参加してもかまわないが、市長が本腰入れてやるとおっしゃったのだから「検討します」で終わらせないで、このようにしましたというような回答を頂戴したい。</p>	<p>4 パブリックコメントに対する意見提出の増加策については、施策の原案のみを提示するのではなく、資料として策定の趣旨・目的等わかりやすい資料をあわせて提示することにより意見を提出しやすくすることを施行規則の改正で行いました。また、公募委員の応募の増加策については、上記2、3のように引き続き検討したいと思います。</p> <p>なお、市民参加条例についての職員研修を早急に実施し、職員の市民参加意識の向上を目指します。</p>
<p>5 30代、40代の小金井で一番人口が多い層は、平日の夜は残業しているとか、土・日にしか休みがないとか、働き盛りの世代が出るに出られない状況の時間に会議がある。土・日に開催している会議が果たしてあるのかどうか。そういう状況だと、どうせ出られないから無理だと申し込むわけがないと思う。だから本当に幅広い世代に何かしらの働きかけをするのであれば、「この委員会については日曜日に開催します。」などとすれば意欲を持っている人は申し込もうと考えるきっかけにはなるかも知れない。</p>	<p>5 審議会等の開催日時については、各審議会等が自主的に決定しています。次期委員公募に当たり事前に開催日時を検討し、募集の記事の中に明示し募集することは可能です。</p> <p>審議会等委員間のメールのやり取り等による意見を審議会に反映させることで等で審議会に参加する方法等について研究したい。アイデアがあれば意見をいただきたい。</p>
<p>6 市民の中に、無関心層、関心を持っているが暇がない層、かわりたいたいけど骨折り損だという層の三つの層があると思う。2番目の関心はあるが暇がない人たちの発掘を考えたほうが良い。この層への適切な働きかけをして参加してもらう方法はないものかと。有効な方法は思い当たらないがこういう層がいることは確かなのでもったいないのではないかなと思う。</p>	<p>6 関心はあるが時間がない市民の意見をどのように市政に反映していくか引き続き検討、研究していきたいと思います。例えば、他市のようにサラリーマン会議のような市政に対する意見を聴く場を設ける等の対策について検討します。</p> <p>また、無作為抽出による市民が地域の問題を話し合う市民討議会等の開催を検討したい。</p>
<p>7 募集の仕方、参加の条件整備、この2点の他に参加して何か達成感があるということが大事なのではないかな。自分たちが、そこに参加してこういうものができたというふうになるとよい。</p>	<p>7 審議会等の設置の目的等により異なると思われませんが、各審議会等は市政運営のために重要な役割を担っていただいていると思います。条例案、計画案等諮問に基づき答申することで参加したことに対して達成感を持っていただいていると考えます。</p>

<p>8 論文についてなかなかテーマを一体にまとめて自分の意見を言うことは難しい。だから論文の募集をする折に、もう少し砕けてその論文のテーマを区切ったらどうか。区切って細分化し、イエスorノーで論文を完成させるという方法もあるかと思う。</p>	<p>8 公募委員の選考に当たり、どのような改善策があるか検討していきたいと考えます。なお、アンケート形式等による選考方法について検討したいので、ご意見があればいただきたい。 (別紙応募用紙参照)</p>
<p>9 小金井市の場合無関心層が多いと感じる。住民の移動が多く、ここで落ち着いて生活して、まちづくりに関係しようという人が少ないことで、どうしても関心が低くなってしまっているのではないかと。自分の家庭の中を幸せにしようということには皆さん関心があるが、住んでいる町自体に積極的にかかわることには希薄である。子どものうちから自分の地域についてかかわり合おうという教育をしていくなどの根本的な問題の解決を図る必要性を感じる。</p>	<p>9 平成17年7月に行った市民意向調査(2000人無作為抽出882人有効回収数)では、今後も小金井市に住み続けたいという市民の割合は、71.5%(永住したい:34.1%、当分の間住み続けたい:37.4%)でありました。高齢化社会を迎える中で住み続けたいと思う身近な自治体への関心は潜在的には低くないものと認識しております。市民と市との協働がいわゆる時代ですから積極的に市政に参加してもらえよう対策を考えていきたいと思っております。青少年議会、ボランティアへの参加等教育の場での参加の機会は増加しています。</p>
<p>10 市政が面白ければ市民は自ずと関心を持つと思う。すごく市民の声を吸い上げてくれるのがわかると、特別に関心を持っていなくても自然に目がいくし、何がどういう風になっているんだろうと関心を持ってくる。まったく沈滞化していて無視されているように感じると、市政がつまらないからみんな無関心になってしまう。そういうのが一番怖いのではないかと。小金井の市政はその点何かが良いのではないかと。</p>	<p>10 市民に関心を持っていただけるような市政運営に努めます。関心を持っていただくために、積極的かつ魅力的な情報発信を検討します。</p>

【第12回市民参加推進会議での結論】

- ・ 委員募集時の言葉をもう少し易しくし、誰でも取り付きやすい言葉で募集をする。
- ・ 論文の質を変え、問いかたで誰でも反応できるようにしたらどうか。

この二点のほかにもいろいろな意見が出ているがこれが結論というものは出ないので、意見を会議録に記載し、これらの意見を参考にして事務局で検討・執行していく。

案

市民参加推進会議委員応募用紙

コメント：論文、作文という紙を用意するところから逡巡する人や、面倒だと考える人もいるかと思うので、応募用紙を作り、質問形式で意見記入ができるような方法を考えてみた。

応募者氏名	年齢	職業
住所	連絡先 電話番号	

・必要事項をみれなく記入のうえ、下記事項についてあなたの考えをお書きください。
(批判ではなく、前向きな意見をお願いします。)

Q1 あなたがこの委員に応募しようと思った動機はどんなことですか

コメント：質問事項についてはどのような意見、または人物像を求めたいのかが、それぞれの課で募集する委員の種類で違うと思うので、端的に意見を引き出せるような質問を考えることが重要ではないか。

Q2 市民と市との協働とは、どのようなことが理想だと考えますか。具体的にお答えください。

Q3 市政に市民が参加することについてのあなたのご意見をお書きください。

Q4 こんなことを、市民と市が協働するとより良くなるというアイデアがありましたらお書きください。

Q5 自由意見欄(記入欄が足りない場合は、裏面又は別紙などに、ご記入ください)

市民参加条例対象附属機関等一覧表

(平成20年1月1日現在設置分)

NO	附属機関等の名称	担当課	根拠条例等	委員数					任期	任期数				募集公募委員数	応募者数				選考した者数	委嘱年月日	公募期間	選考方法	改選の時期	開催回数	
				定数	現員数	男性	女性	公募		1期	2期	3期	4期以上		総数	男性	女性	男性						女性	19.4~19.12
1	市民参加推進会議	企画政策課	市民参加条例	12	12	10	2	7	2年	9	3	0	0	8 (個人5、団体3)	10	8	2	5	2	平成19年1月31日	平成18年11月15日～12月14日 (再募集平成19年1月1日～1月15日)	①	平成21年1月	3	1
2	指定管理者選定委員会	企画政策課	公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例	5	5	5	0	0	2年	5	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成20年2月	0	0
3	男女平等推進審議会	企画政策課	男女平等基本条例	10	9	2	7	5	2年	7	1	1	0	5	8	1	7	0	5	平成19年10月24日	平成19年8月1日～9月7日	①	平成21年10月	3	1
4	行財政改革市民会議	企画政策課	行財政改革市民会議設置要綱	10	10	6	4	3	2年	10	0	0	0	3	7	4	3	1	2	平成18年3月30日	平成18年2月5日～2月20日	①	平成20年3月	2	1
5	食育推進会議	企画政策課	食育推進会議設置条例	12	12	7	5	3	2年	12	0	0	0	3	12	5	7	1	2	平成19年10月29日	平成19年7月15日～8月6日	①	平成21年10月	2	2
6	情報公開・個人情報保護審査会	総務課	情報公開・個人情報保護審査会条例	5	5	3	2	0	2年	0	2	3	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成21年10月	4	0
7	情報公開・個人情報保護審議会	総務課	情報公開・個人情報保護審議会条例	13	10	7	3	1	2年	4	2	1	3	3	2	0	2	0	1	平成19年10月1日	平成19年8月1日～8月20日 (再募集平成19年9月15日～9月28日)	①	平成21年10月	3	1
8	消防団運営審議会	地域安全課	消防団運営審議会条例	11	11	11	0	0	2年	6	1	4	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成21年6月	1	0
9	防災会議	地域安全課	防災会議条例	21	21	20	1	0	2年	13	4	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成20年12月	1	0
10	国民保護協議会	地域安全課	国民保護協議会条例	30	25	24	1	0	2年	25	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成20年6月	0	0
11	安全・安心まちづくり協議会	地域安全課	安全・安心まちづくり条例	20	20	15	5	6	2年	20	0	0	0	6	6	3	3	3	3	平成20年1月21日	平成19年11月1日～11月30日	①	平成22年1月	0	1
12	公務災害補償等審査会	職員課	小金井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	3	3	3	0	0	3年	2	1	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成22年11月	1	1
13	小金井市立はげの森美術館運営協議会	コミュニティ文化課	小金井市立はげの森美術館条例	6	6	3	3	2	2年	6	0	0	0	2	11	5	6	0	2	平成18年7月25日	平成18年5月1日～5月20日	①	平成20年7月	2	0
14	(仮称) 芸術文化振興計画策定委員会	コミュニティ文化課	小金井市芸術文化振興条例	10	10	5	5	3	平成21年3月31日まで	10	-	-	-	3	8	5	2	2	1	平成19年9月20日	平成19年6月1日～6月22日	①	改選なし	1	1
15	小口事業資金融資審議会	経済課	小口事業資金融資あっせん条例	6	6	5	1	0	2年	2	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成21年4月	1	1
16	消費生活審議会	経済課	消費生活条例	7	7	3	4	2	2年	5	1	0	1	2	2	0	2	0	2	平成18年10月29日	平成18年8月1日～8月25日	①	平成20年10月	2	1
17	産業振興プラン改定委員会	経済課		12	12	9	3	2	平成20年3月31日まで	12	-	-	-	2	2	1	1	1	1	平成19年11月5日	平成19年6月15日～7月10日	①	改選なし	3	2
18	国民健康保険運営協議会	保険年金課	国民健康保険条例	17	17	11	6	5	2年	9	2	3	3	2	2	0	2	0	2	平成19年11月1日	平成18年11月15日～12月3日	①	平成21年1月	3	2
19	緑地保全対策審議会	環境政策課	緑地保全及び緑化推進条例	10	10	7	3	4	2年	8	1	1	0	4	5	2	3	2	2	平成19年2月15日	平成18年8月16日～9月15日	①	平成21年2月	1	1
20	環境審議会	環境政策課	環境基本条例	10	10	6	4	4	2年	4	6	0	0	4	4	3	1	3	1	平成18年6月30日	平成18年4月1日～5月1日	①	平成20年6月	3	1
21	地下水保全会議	環境政策課	小金井市の地下水及び湧水を保全する条例	5	5	4	1	0	2年	1	4	0	0	-	-	-	-	-	-	平成19年11月29日	-	-	平成21年11月	2	1
22	廃棄物減量等推進審議会	ごみ対策課	廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	15	15	7	8	5	2年	9	6	0	0	5	5	1	4	1	4	平成18年7月1日	平成18年5月1日～5月25日	①	平成20年7月	3	1
23	新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会	ごみ対策課	新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会設置要綱	27	27	21	6	14	平成20年8月31日まで	27	0	0	0	14	65	41	24	10	4	平成19年6月10日	平成19年4月2日～4月16日	④	改選なし	15	6
24	民生委員推せん会	地域福祉課	民生委員法・民生委員推せん会規則	7	7	5	2	0	3年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成22年10月	-	-
25	福祉サービス苦情調整委員	地域福祉課	福祉サービス苦情調整委員設置条例	2	2	1	1	0	3年	1	1	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成21年3月	2	1
26	福祉有償運送運営協議会	障害福祉課	福祉有償運送運営協議会設置要綱	8	8	7	1	0	2年	0	8	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成21年11月	1	1
27	障害程度区分判定審査会	障害福祉課	障害程度区分判定審査会条例	27	27	21	6	0	2年	0	27	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成21年4月	1	1
28	地域自立支援協議会	障害福祉課	小金井市自立支援協議会設置要綱	13	13	8	5	1	2年	13	0	0	0	1	3	2	1	1	0	平成20年1月30日	平成19年9月1日～10月1日	①	平成22年1月	0	2

市民参加条例対象附属機関等一覧表

(平成20年1月1日現在設置分)

NO	附属機関等の名称	担当課	根拠条例等	委員数					任期	任期数				募集公募委員数	応募者数			選考した者		委嘱年月日	公募期間	選考方法	改選の時期	開催回数	
				定数	現員数	男性	女性	公募		1期	2期	3期	4期以上		総数	男性	女性	男性	女性					19.4~19.12	20.1~20.3
29	介護保険運営協議会	介護福祉課	介護福祉条例	20	18	11	7	6	3年	16	0	2	0	6	9	4	5	3	3	平成18年6月30日	平成18年5月15日～6月14日 (再募集平成18年8月1日～8月18日)	①	平成21年9月		
30	市民健康づくり審議会	健康課	市民健康づくり審議会条例	15	15	11	4	5	2年	5	5	1	4	5	3	2	1	2	1	平成19年4月1日	平成19年12月1日～12月25日	①	平成22年2月	1	1
31	母子保健連絡協議会	健康課	母子保健連絡協議会設置要綱	9	9	2	7	0	2年	4	3	0	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成20年2月	0	1
32	予防接種健康被害調査委員会	健康課	予防接種健康被害調査委員会設置要綱	6	6	5	1	0	2年	1	3	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成21年4月	0	0
33	子ども家庭支援センター運営協議会	子育て支援課	子ども家庭支援センター運営協議会設置要綱	10	10	2	8	2	2年	2	8	0	0	2	10	1	9	0	2	平成18年3月20日	平成16年1月1日～平成16年1月20日 (その後継続の為、公募なし)	-	平成20年8月	1	1
34	青少年問題協議会	児童青少年課	青少年問題協議会条例	25	25	18	7	0	2年	8	15	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成21年7月	2	0
35	児童館運営審議会	児童青少年課	児童館条例	10	10	4	6	3	2年	6	4	0	0	3	3	1	2	1	2	平成19年7月1日	平成19年4月5日～4月27日	①	平成21年7月	2	1
36	青少年の育成環境審議会	児童青少年課	青少年の健全な育成環境を守る条例	10	10	7	3	3	2年	7	2	0	1	3	3	2	1	2	1	平成19年3月1日	平成18年10月15日～11月10日	①	平成21年3月	2	1
37	都市計画審議会	都市計画課	都市計画審議会条例	19	19	15	4	0	2年	9	4	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成20年10月	1	0
38	JR中央本線連続立体交差事業関連まちづくり委員会	都市計画課	JR中央本線連続立体交差事業関連まちづくり委員会要綱	10	10	9	1	3	平成23.3.31まで	2	1	7	0	1	3	3	0	1	0	平成18年11月21日	平成18年10月1日～10月16日	①	改選なし	2	2
39	(仮称)交通等バリアフリー基本構想策定協議会	まちづくり推進課	(仮称)交通等バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱	25	25	19	6	3	平成20年3月31日まで	25	0	0	0	3	1	1	0	1	2	平成19年6月25日	平成19年4月1日～4月16日	①	改選なし	2	2
40	まちづくり委員会	まちづくり推進課	小金井市まちづくり条例	10	10	9	1	3	2年	10	0	0	0	3	15	13	2	2	1	平成19年3月26日	平成19年2月1日～2月16日	①	平成21年3月	0	0
41	交通安全推進協議会	交通対策課	交通安全推進協議会設置条例	20	20	17	3	0	2年	14	2	0	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成20年5月	2	1
42	駅周辺放置自転車対策協議会	交通対策課	駅周辺放置自転車対策協議会規約	27	27	26	1	0	2年	14	2	1	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成21年10月	1	
43	東小金井駅北口土地区画整理事業評価員	区画整理課	小金井都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を定める条例	3	3	3	0	0	事業完了まで	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	改選なし	0	0
44	東小金井駅北口土地区画整理審議会	区画整理課	小金井都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を定める条例	10	10	9	1	8	5年	10	0	0	0	8	8	7	1	7	1	平成17年9月20日	平成17年8月16日～8月25日	選挙	平成22年9月	0	2
45	奨学資金運営委員会	庶務課	奨学資金支給条例	8	8	6	2	3	2年	2	4	0	2	3	4	0	4	0	3	平成19年5月18日	平成19年3月1～3月23日	①	平成21年5月、9月	2	0
46	社会教育委員の会議	生涯学習課	社会教育委員の設置に関する条例	10	10	5	5	3	2年	5	4	1	0	3	7	5	2	2	1	平成19年9月9日	平成19年6月4日～6月22日	①②	平成21年9月	7	3
47	文化財保護審議会	生涯学習課	小金井市文化財保護条例	7	7	6	1	0	2年	7	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成20年4月	3	1
48	市史編さん委員会	生涯学習課	小金井市史編さん委員会条例	8	8	8	0	0	3年	8	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成22年8月	2	1
49	図書館協議会	図書館	図書館協議会条例	10	10	4	6	3	2年	4	5	1	0	3	4	1	3	0	3	平成19年11月1日	平成19年8月15日～8月31日	①②	平成21年10月	2	1
50	公民館運営審議会	公民館	公民館条例	10	10	5	5	3	2年	3	4	3	0	3	4	2	2	2	1	平成19年9月9日	平成19年6月15日～7月6日	①	平成21年9月	7	3
51	公民館企画実行委員	公民館	公民館条例	36	30	15	15	30	2年	25	5	0	0	30 (個人26、団体4)	個20 団10	11 4	9 6	11 4	9 6	平成18年7月21日 平成18年9月1日 平成19年7月11日	平成18年5月15日～6月14日 (再募集平成18年8月1日～8月18日) (再々募集平成19年5月15日～6月12日)	④	平成20年7月	9	3

※選考方法は、市民参加条例施行規則第11条第2項の①論文、作文等による選考②面接選考③書類選考④抽選の別を記載。

特別職の給与に関する条例（小金井市）

別表第3（第2条関係）

報酬額表

職名	支給区分	報酬額	備考
長期計画審議会	会長	日額	年度又は月の途中で就任又は退任した場合は、年額で定められている者にあつては、月割り（1か月未満の端数があるときは、1か月とみなす。）、月額で定められている者にあつては、日割りによる。
	委員	日額	
指定管理者選定委員会	委員長	日額	
	委員	日額	
市民参加推進会議	委員長	日額	
	委員	日額	
行財政対策審議会	会長	日額	
	委員	日額	
男女平等推進審議会	会長	日額	
	委員	日額	
情報公開・個人情報保護審査会	会長	日額	
	委員	日額	
情報公開・個人情報保護審議会	会長	日額	
	委員	日額	
特別職報酬等審議会	会長	日額	
	委員	日額	
公務災害補償等審査会	会長	日額	
	委員	日額	
市立はげの森美術館運営協議会	会長	日額	
	委員	日額	
市立はげの森美術館収集評価委員会	委員長	日額	
	委員	日額	
緑地保全対策審議会	会長	日額	
	委員	日額	
小口事業資金融資審議会	会長	日額	
	委員	日額	
消費生活審議会	会長	日額	
	委員	日額	
消防団運営審議会	会長	日額	
	委員	日額	
交通安全推進協議会	会長	日額	
	委員	日額	
防災会議	会長	日額	
	委員	日額	
国民保護協議会	会長	日額	
	委員	日額	
国民健康保険運営協議会	会長	日額	
	委員	日額	
市民健康づくり審議会	会長	日額	
	委員	日額	
食育推進会議	会長	日額	
	委員	日額	

環境審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
地下水保全会議	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
廃棄物減量等推進審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
民生委員推せん会	委員長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
社会福祉委員		月額	11,000円
青少年問題協議会委員		日額	10,000円
青少年の育成環境審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
児童館運営審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
福祉事務所嘱託医		月額	120,000円
障害程度区分判定審査会	会長	日額	27,000円
	委員長	日額	27,000円
	委員	日額	25,000円
介護認定審査会	会長	日額	27,000円
	委員長	日額	27,000円
	委員	日額	25,000円
介護保険運営協議会	会長	日額	11,000円
	委員長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
福祉サービス苦情調整委員	委員	月額	134,000円
都市計画審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
まちづくり委員会	委員長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
土地区画整理審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
評価員		日額	10,000円
奨学資金運営委員会	委員長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
社会教育委員		日額	10,000円
図書館協議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
公民館運営審議会	委員長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
公民館企画実行委員		日額	10,000円
体育指導委員		日額	10,000円
市史編さん委員会	委員長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
文化財保護審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
選挙管理委員補充員		日額	10,000円

投票管理者及び開票管理者	日額	17,000円
選挙長	日額	17,000円
投票立会人及び開票立会人	日額	14,000円
その他の非常勤の職員	職務の内容に基づき、他の非常勤職員の給与との均衡を考慮して任命権者が定める額	

国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

職名	報酬日額	
国分寺市表彰審査委員会委員	9,500円	
国分寺市政治倫理審査会委員	9,500円	
国分寺市情報公開・個人情報保護審査会委員	9,500円	
国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員	9,500円	
国分寺市行政改革推進委員会委員	9,500円	
旧国分寺市立第四小学校跡地売却事業者選定審査委員会委員	9,500円	
国分寺市補助金等審査会委員	9,500円	
国分寺市職員倫理審査会委員	9,500円	
国分寺市特別職報酬等審議会委員	9,500円	
非常勤職員等公務災害補償等審査会委員	9,500円	
国分寺市財産価格審議会委員	9,500円	
固定資産評価審査委員会委員	9,500円	
国分寺市国民健康保険運営協議会委員	9,500円	
国分寺市予防接種健康 被害調査委員会委員	専門医師 国分寺市医師会会員及び保健所職員	15,000円 9,500円
国分寺市市民健康づくり推進会議委員	9,500円	
国分寺市小口事業資金融資審査会委員	9,500円	
国分寺市商店街近代化等事業資金助成審査会委員	9,500円	
国分寺市認定農業者審査会委員	9,500円	
国分寺市消費生活会議委員	9,500円	
国分寺市男女平等推進委員会委員	9,500円	
国分寺市民生委員推せん会委員	9,500円	
国分寺市青少年問題協議会委員	9,500円	
国分寺市緑化推進協議会委員	9,500円	
国分寺市環境審議会委員	9,500円	
国分寺市公害対策協議会委員	9,500円	
国分寺市防災会議委員	9,500円	
国分寺市国民保護協議会委員	9,500円	
国分寺市交通安全対策協議会委員	9,500円	
国分寺市都市計画審議会委員	9,500円	
国分寺市まちづくり市民会議委員	9,500円	
国分寺市開発事業紛争調整相談員	15,000円	
国分寺市開発事業調停委員会委員	9,500円	

国分寺市下水道使用料審議会委員	9,500 円
国分寺市市街地再開発事業融資あっせん審査会委員	9,500 円
国分寺市奨学資金審議会委員	9,500 円
国分寺市社会教育委員	9,500 円
国分寺市公民館運営審議会委員	9,500 円
国分寺市図書館運営協議会委員	9,500 円
国分寺市文化財保護審議会委員	9,500 円
国分寺市史跡武蔵国分寺跡整備計画策定委員会委員	9,500 円
選挙長	15,000 円
投票管理者	17,500 円
開票管理者	15,000 円
投票立会人	16,500 円
開票立会人	12,000 円
選挙立会人	12,000 円
選挙管理委員補充員	9,500 円
国分寺市廃棄物の減量及び再利用推進審議会委員	9,500 円
国分寺市介護認定審査会委員	28,000 円
国分寺市介護保険運営協議会委員	9,500 円
国分寺市地域包括支援センター運営協議会委員	9,500 円
国分寺市高齢者保健福祉計画検討委員会委員	9,500 円
国分寺市老人ホーム入所判定委員会委員	9,500 円
国分寺市障害程度区分認定審査会委員	18,000 円
国分寺市立学童保育所使用料検討委員会委員	9,500 円
国分寺市立子ども家庭支援センター運営協議会委員	9,500 円
国分寺市障害者自立支援協議会委員	9,500 円

企画政策課が平成19年6月に行ったパブリックコメントに関する経費一覧

(単位:円)

パブコメ準備経過	経費内訳							備考
	職員人件費	その他報酬	消耗品費 (用紙代等)	市報掲載経費	印刷経費	その他	計	
パブコメを実施する 施策原案の作成	12,405						12,405	* 職員人件費＝ 平均時間単価×時 間×人数
市民参加推進会議で の審議	19,848	101,000	229		3,200		124,277	
施策原案の訂正	7,443						7,443	
配布文書の印刷	2,481		687		13,200		16,368	
市報掲載 (原稿作成等)	4,962			19,184			24,146	* 市報掲載費＝一 行経費×行数
ホームページ掲載 (原稿の作成等)	4,962						4,962	
拠点施設へ資料配布	19,848					166	20,014	* その他の経費 ＝ガソリン代
結果報告 市報掲載	2,481			6,104			8,585	
結果報告 ホームページ掲載	4,962						4,962	
結果に基づいて 資料作成	7,443						7,443	
結果について市民参加 推進会議での審議	19,848	101,000	92		480		121,420	
計	64,506	202,000	1,008	25,288	16,880	166	309,848	
全体比	21%	65%	0.3%	8%	5%	0.1%		

*応募の意見が0件だった事例なので、意見の数が多ければさらに経費の増加が見込まれる。

みたか市民プラン 21 会議について

目的

2001年に予定されている三鷹市の基本構想見直しと第3次基本計画の策定に向けて、市民の観点からの提言づくりを行います。

経緯

1998年12月に、市長に対し、まちづくり研究所((財)三鷹市まちづくり公社が設置している研究機関)から「三鷹市の新しい市民参加のあり方」に関する提言が提出されました。

市ではこの提言をもとに、今回の2001年の基本構想・基本計画の見直しにあたっては、従来型の市民参加ではなく、素案策定前の段階から市民の参画を組み入れ、市民主導で市への提言を行うという新たな参加方法を取り入れることにしました。

まちづくり研究所の提言を受け、三鷹市では1999年4月18日の「広報みたか」において、市民主体の会議を実現するため、その準備を行う「準備会」のメンバーの公募をしました。

この呼びかけに自ら手を挙げて集まった58人のメンバーは5月18日の初会合以来、組織のあり方や会議のルールなどについて精力的に議論を重ね、9月に入り市民に対する参加呼びかけを開始しました。

その結果、10月9日の設立全体会までに約200人の参加申し込みがあり、10月末までの段階で300人以上という、かつてない規模となりました。

このようにして、三鷹市の基本構想・基本計画策定に向けて市への提言を行う「みたか市民プラン21会議」が10月9日に発足しました。同会議は市との間に「パートナーシップ協定」を締結し、約1年間をかけて市民プランを作成します。早速それぞれの分科会が活動を開始し、事務局もオープンするなど、2000年10月の市への提言に向けて、活発に進められています。

この市民プランづくりは、従来のような行政の作成した原案の検討ではなく、白紙の段階から市民の手で検討されることになっています。こうした市民主導でのプランづくりは全国でも初めてのことで注目を集めています。

みたか市民プラン 21 会議のあゆみ

98年12月	(財)まちづくり公社が開設している「まちづくり研究所」第一分科会(座長・西尾隆国際基督教大学教授)より、三鷹市長に対し「三鷹市の基本構想・基本計画の策定にあたり、素案策定の段階から主体的な市民参加によって計画を策定すべき」という主旨の提言書が提出。	
99年05月	広報みたか紙面にて準備会のメンバーを公募、58名が参加表明 第1回準備会開催 市民会議の組織 会議のルール パートナーシップ協定 インターネットの活用 広報・メディアの活用 以上五つのグループに分かれて会議の運営について検討。	準備会開催 活動報告書「いよいよ始動」PDF有り
99年06月	準備会企画による「市民参加コーディネーター養成講座」開催	
99年09月	準備会において 21 会議の会則 ・ パートナーシップ協定 ・ 会議ルール 等が決定承認される	
99年10月	「みたか市民プラン 21 会議」第1回設立全体会 参加メンバーが分科会に分かれて活動開始	設立全体会
99年11月	第2回全体会(99年度予算案承認)	
99年12月	メンバー有志による保育サポートを担う「保育21」が発足	「保育21」が発足
00年01月	第3回新年全体会(各分科会の活動状況を報告・学識者コメント)	各分科会の活動状況を報告
00年02月	三鷹を考える論点データ集を活用した市職員講師による学習会開催 市民アンケートの実施(郵送・市との共催) 各分科会の活動開始が、延べ100回に達する。	
00年03月	第4回花待ち全体会(公会堂ロビーでパネル展示・市民への報告) 広報紙「 プラネット21 」第1号発行 第2次メンバー募集〆切(37名登録。登録メンバー合計375名)	21 会議の活動を市民へ報告
00年04月	第5回全体会(99年度決算と00年度予算案承認)	
00年05月	市役所ロビーにて分科会活動のパネル展示会開催 作業グループ発足	
00年06月	第6回全体会(中間報告案発表・学識者コメント)	
00年07月	第7回七夕全体会(「中間報告書」 を市長に提出)	「中間報告書」 を市長に提出

00年08月	第8回ひまわり全体会（最終提言書構成案確認） 中間報告に関し「プラネット21」第2号によるアンケート実施	
00年09月	第9回お月見全体会（アンケート結果の反映について討議等）	活動報告書 「提言書の完成」 PDF有り
00年10月	第10回実りの秋全体会（ 「みたか市民プラン21」 を市長に提出）	「みたか市民プラン21」 を市長に提出
00年11月	「プラネット21」 第3号発行 市の討議要綱チームとの意見交換懇談会（全11回）	
00年12月	第11回全体会（パネル展示・市民への提言内容説明）	「みたか市民プラン21」を市民へ報告
01年01月	市役所ロビーにて提言内容のパネル展示 *この間に、三鷹市より基本構想・基本計画についての素案説明を受け、その素案に対する意見表明を行った	
01年02月	第12回全体会（市より基本構想第1次素案説明）、会則修正案承認	会則前文の部分修正
01年03月	第13回全体会（ 基本構想第1次素案への意見書提出 ）	
01年04月	第14回全体会（市より基本構想第2次素案説明）	
01年05月	第29回運営委員会（ 基本構想第2次素案への意見書提出 ） 第15回全体会（市より基本計画第1次素案説明）	
01年06月	第16回全体会（ 基本計画第1次素案への意見書提出 ）	
01年08月	第17回全体会（市より基本計画第2次素案説明）	
01年08月	第18回全体会（ 最終意見書を提出 ）	最終意見書を提出
01年10月	第19回全体会（01年度暫定決算承認）	
01年11月	第20回（最終）全体会をもって「みたか市民プラン21会議」解散 市とのパートナーシップ協定終了・ 活動報告書発刊	解散 活動報告書発刊